

# 関東信越税理士会 熊谷支部9月例会次第

日時 平成29年9月7日(木)  
午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

(1) 8月 7日(月)	支部例会・署との協議会	於 ホテルガーデンパレス
(2) 8月 7日(月)	支部納涼会	於 ホテルガーデンパレス
(3) 8月10日(木)	南部地区委員会	於 廣川
(4) 8月18日(金)	西部地区委員会	於 徳樹庵籠原店
(5) 8月21日(月)	北部地区委員会	於 満る岡
(6) 8月22日(火)	大里地域税政協議会懇親会	於 ホテルガーデンパレス
(7) 8月23日(水)	中央地区委員会	於 いづみ寿司
(8) 8月23日(水)	麻雀愛好会深谷大会	於 きんとう旅館
(9) 8月24日(木)	三者懇談会	於 ホテルガーデンパレス
(10) 8月24日(木)	三者組織委員会・懇親会	於 ホテルガーデンパレス
(11) 8月29日(火)	東部地区委員会	於 徳樹庵銀座店
(12) 8月31日(木)	大里地区委員会	於 美ゆき
(13) 9月 1日(金)	正副支部長会・署との協議会	於 熊谷税務署
(14) 9月 1日(金)	正副支部長・地域長会議	於 支部事務局
(15) 9月 5日(火)	熊谷支部ゴルフ会コンペ	於 熊谷ゴルフクラブ

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会  
日時 9月7日(木)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会  
日時 9月7日(木)午前10時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 税理士のための健康講和  
講師 国際中医師 木津 学先生
- (3) 租税教室講師研修会  
日時 9月14日(木)午前9時30分～  
場所 熊谷税務署会議室
- (4) 熊谷資産税研究会定期総会  
日時 9月15日(金)午後1時30分～  
場所 熊谷文化創造館 さくらめいと会議室1
- (5) 東京一日研修  
日時 9月21日(木)  
場所 東京証券取引所他
- (6) 熊谷税務署との協議会  
日時 10月2日(月)午後4時00分～  
場所 熊谷税務署
- (7) 正副支部長・地域長会議  
日時 10月2日(月)午後4時45分～  
場所 支部事務局
- (8) 県連ソフトホール大会  
日時 10月4日(水)  
場所 大宮健保グラウンド
- (9) 大里地区租税教育推進協議会役員会  
日時 10月23日(月)午後3時00分～  
場所 埼玉県熊谷地方庁舎 3階特別会議室

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

上野幸一(平成29年8月24日登録 西部地区)

〒360-0816 熊谷市石原1502-78

TEL 048-527-4862

転入

森 いづみ(平成29年9月1日 九州北部税理士会諫早支部より変更登録)

〒360-0822 熊谷市宮本町157 富田第二ビル7階

TEL 048-525-9920 FAX 048-526-3387

加藤一郎(平成29年9月5日 秩父支部より変更登録)

〒360-0037 熊谷市筑波1-195 エヌケイ税理士法人

TEL 048-524-7272 FAX 048-524-7273

事務所移転

税理士法人第一経営熊谷事務所(平成29年7月31日変更)

〒360-0841 熊谷市新堀746-1

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 10月6日(金) 午前9時30分～

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 10月6日(金)午前10時45分～12時45分(例会終了後)

内容 「広大地評価の見直し」

講師 熊谷支部 神田福男先生

単位 2単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

\*今後の例会日日程を掲載しました。(平成29年9月7日現在)

10月例会	10月 6日(金)	午前9時30分～
11月例会	11月 7日(火)	午前9時30分～
12月例会	12月 7日(木)	午後4時00分～
1月例会	1月15日(日)	午前9時30分～
2月例会	2月 7日(水)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(火)	午後4時00分～

\*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

平成29年9月7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 寺山智久  
副支部長 福島泰彦  
地域長 山崎浩成  
研修部長 中村武司

## 税理士会36時間規定研修 平成29年度支部研修会のご案内

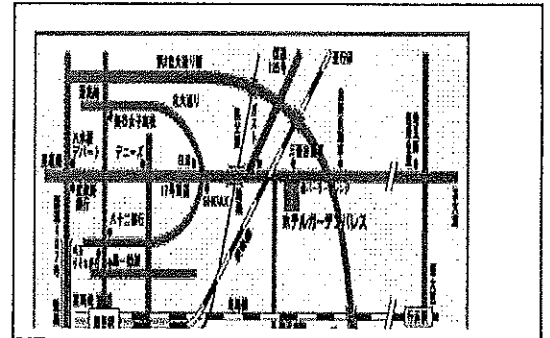
拝啓 爽涼の季節となりました。会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成29年10月6日(金) 午前10時45分～12時45分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「広大地評価の見直し」  
講師 熊谷支部 神田福男先生  
対象 税理士会会員及び職員  
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが  
発進します。  
熊谷市役所付近 熊谷駅南口  
単位 2単位



資料準備の為、9月25日(月)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成29年10月6日の支部研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名 \_\_\_\_\_

## 熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
29. 9. 11 (月)	金谷初雄	
29. 9. 14 (木)	栗林昭人	
29. 9. 25 (月)	小林拓人	
29. 9. 28 (木)	櫻井富美子	
29. 10. 2 (月)	鈴木雄一	
29. 10. 5 (木)	須永栄子	
29. 10. 12 (木)	中村武司	
29. 10. 16 (月)	堀越雄司	
29. 10. 19 (木)	前島義徳	
29. 10. 23 (月)	増田俊樹	
29. 10. 26 (木)	峯岸克俊	
29. 10. 30 (月)	森田正男	
29. 11. 2 (木)	山川宏之	
29. 11. 6 (月)	吉田貴之	
29. 11. 9 (木)	相原信夫	
29. 11. 13 (月)	秋池正江	
29. 11. 16 (木)	大久保匡志	
29. 11. 20 (月)	荻野正博	
29. 11. 27 (月)	荻原利彦	
29. 11. 30 (木)	笠原行男	
29. 12. 4 (月)	金子良光	
29. 12. 11 (月)	木藤久丹枝	
29. 12. 14 (木)	黒須克仁	
29. 12. 18 (月)	小林幹夫	
29. 12. 21 (木)	高岡 洋	
30. 1. 11 (木)	武田匡哉	
30. 1. 15 (月)	土屋政信	

\*午後1時30分～4時00分

\*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

各省庁からの最新資料等（相続税関係資料、中小企業庁からのお知らせ、  
法務省からの注意喚起）について

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、各省庁ホームページでは最新の資料及び情報を公開しております。今回は一般納税者向けのものがいくつかございますが、有用な情報であることからお知らせいたしますとともに、支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

● 国税庁「相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集」

→ <https://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/souzoku-ayamarijireishu/ayamarijirei1-14.pdf>

● 国税庁「『小規模宅地等の特例』と『配偶者の税額軽減』を適用した相続税申告書の記載例（平成 29 年分）」

→ <https://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/sozoku-shinkokukisairei29.pdf>

<概要>

相続税申告書の記載について、平成 29 年度の最新の法規に基づき具体的事例を交えて解説。

● 中小企業庁「事業承継ネットワークにおける『事業承継診断』の実施について」

《周知依頼》

中小企業庁が構築を進め、都道府県単位で、商工会・商工会議所、金融機関等の支援機関から構成される事業承継ネットワーク（本会管内の栃木県、群馬県を含む 19 の県で構築済み）では、中小企業に対して、「事業承継診断」等を実施しており、関与先企業においても複数の支援機関から事業承継診断の実施を求められることが想定されますので、混乱を避けるためご承知おき下さいませようお願い申し上げます。

なお、事業承継診断の様式は特段決まっておらず、以下の 2 要素を包含するものを事業承継診断として位置づけられております。

- ① その内容が、中小企業における事業承継の準備状況や大まかな課題を抽出するものであること
- ② 支援機関担当者が中小企業経営者と対面で実施するものであること（支援機関と経営者の対話を促進するものであること）

※添付資料

1. 事業承継ネットワーク構築事業について
2. 事業承継診断書（イメージ）

● 法務省「法務省の名称等を不正に使用した架空請求により被害が発生しています」

→ [http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00434.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00434.html)

<概要>

本年 5 月以降発生している法務省を騙った「少額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題する架空請求についての注意喚起。

平成 29 年 8 月 31 日

総合企画部長 大西 勉

各省庁からの最新資料（e-Tax 利用状況、軽減税率制度説明会、  
相続関係民法改正）について（お知らせ）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、国税庁ホームページでは e-Tax や消費税軽減税率制度について各種資料が公開されています。また、法務省ホームページでは民法（相続関係）の改正に向けた法制審議会の議論が公開されております。直近に更新されたものについて併せてお知らせいたしますとともに、支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

●国税庁「平成 28 年度における e-Tax の利用状況等について」

→ <http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2908pressrelease.pdf>

<概要>

平成 28 年度における e-Tax の利用状況等について、「財務省改善取組計画」に基づく目標値、実績値、前年対比で紹介。併せて、e-Tax の普及・定着に向けた主な取組についても紹介。

●国税庁「消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧」

→ <https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

<概要>

税務署が開催する消費税軽減税率制度の説明会の開催予定一覧。どの税務署が開催する説明会にも参加が可能。

●法務省「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」

→ <http://www.moj.go.jp/content/001231523.pdf>

<概要>

民法（相続関係）等の改正に関して、遺産分割等に関する見直し（配偶者保護のための方策、仮払い制度等の創設・要件の明確化、一部分割の明文化、相続開始後の共同相続人による財産処分）及び遺留分制度に関する見直しが試案として取りまとめられた。

平成 29 年 8 月 23 日

総合企画部長 大西 勉

# 平成28年度 県税決算の概要

平成29年8月  
税 務 局

## 1 県税決算額 7,700億2,200万円 → 5年連続の増収

平成27年度決算額 7,534億1,300万円に対して  
+166億 900万円 (+2.2%)

※ 最終予算額7,604億円に対して、+96億2,200万円 (+1.3%)

### 【増収となる主要税目】

法人事業税 (+211億1,800万円 +18.6%)

- ・ 税制改正 (国税から法人事業税へ復元) の影響
- ・ 非製造業 (卸小売、サービス、建設業等) で業績が好調

## 2 納 税 率 97.4% → 過去最高値

平成27年度納税率 96.9%から0.5ポイントアップ  
→ 税務統計上 (昭和29年度~) 最高の記録、6年連続アップ

### 【納税率の内訳】

- ・ 個人県民税: 94.2% (+1.1ポイント)  
→ 5年連続アップ、5年間で4.5ポイントアップ
- ・ 個人県民税以外: 99.5% (+0.1ポイント)  
→ 税務統計上 (昭和29年度~) 最高の記録、7年連続アップ

## 3 収入未済額 183億9,100万円

(うち個人県民税 163億4,700万円、構成比88.9%)

平成27年度収入未済額 213億8,400万円に対して  
29億9,300万円の圧縮を実現 (△14.0%)

### 【圧縮額の内訳】

- ・ 個人県民税: 26億5,700万円の圧縮 (△14.0%)
- ・ 個人県民税以外: 3億3,600万円の圧縮 (△14.1%)

## 平成28年度 熊谷県税事務所決算の概要

平成29年9月7日  
熊谷県税事務所

### 1 決算額 311億3,100万円（自動車税を含む。）

27年度決算	28年度決算	増減額	増減率
297億6,600万円	311億3,100万円	13億6,500万円	4.6%

#### 【決算額の内訳】

○個人県民税	… 131億5,900万円	(+3億9,300万円	+3.1%)
○一般税	… 126億6,700万円	(+10億4,000万円	+8.9%)
○自動車税	… 53億500万円	(△6,800万円	△1.3%)

### 2 納税率 97.8%（自動車税を含む。）

27年度納税率	28年度納税率	増減率
97.3%	97.8%	0.5%

#### 【納税率の内訳】

○個人県民税	… 95.6%	(+0.9%)
○一般税	… 99.8%	(±0.0%)
○自動車税	… 98.9%	(+0.3%)

### 3 収入未済額 6億1,900万円（自動車税を含む。）

27年度収入未済額	28年度収入未済額	増減額	増減率
6億9,800万円	6億1,900万円	△7,900万円	△11.4%

#### 【圧縮額の内訳】

○個人県民税	… △6,400万円	(△10.5%)
○一般税	… +400万円	(+15.3%)
○自動車税	… △1,900万円	(△28.4%)



日時 平成 29 年 9 月 7 日 (木)

9 時 30 分～

場所 ホテルカーテンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Tax の一層の普及及び定着について (総務課)

別添 1 「平成 28 年度における e-Tax の利用状況等について」参照

平成 28 年度における e-Tax の利用状況等が国税庁ホームページに掲載されました。

e-Tax の普及及び定着につきましては、日頃から御協力いただきありがとうございます。

国税庁では、平成 26 年 9 月に財務省において決定された「財務省改善取組計画」に基づき、利用者の利便性向上を図りつつ、e-Tax の一層の普及・定着に向けて取り組んでいるところです。

この「財務省改善取組計画」では、e-Tax の利用満足度やオンライン利用率などを評価指標として、平成 29 年 3 月末までに達成すべき目標を設定しており、この度、平成 28 年度における実績値が確定しましたのでお知らせいたします。

別添 1 「平成 28 年度における e-Tax の利用状況等について」の「オンライン利用率」及び「ICT活用率」を参照ください。何れも前年比がプラスとなっております。

なお、資料は国税庁全体の実績値となっておりますが、熊谷署における実績値は、資料後添のとおり

○オンライン利用率

国税申告 2 手続が 54.8% (目標▲3.2 ポイント)

国税申告 4 手続が 75.3% (目標+3.3 ポイント)

申請届出 9 手続が 66.8% (目標+4.8 ポイント)

○ICT活用率 76.6% (目標+4.6 ポイント)

となっております。

国税申告 2 手続については、目標値に届いていませんが、オンライン利用率の各手続及びICT活用率は、前年よりポイントが増加しておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

(2) ダイレクト納付の利用促進について (管理運営部門)

別添 2 「ダイレクト納付手続マニュアル」参照

別添 3 「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧表」参照

ダイレクト納付の利用勧奨につきましては、日頃からご協力いただきましてありがとうございます。

国税庁では、納税者の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から、従前よりダイレクト納付の普及・拡大に取り組んでおり、この度、別添 2 のとおり「ダイレクト納付手続マニュアル」を作成して、国税庁HPに掲載いたしました。

なお、利用可能金融機関につきましては、別添 3 のとおりとなっております。

ダイレクト納付の更なる普及・拡大に向けて、引続き関与先等への積極的な利用勧奨につきまして、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

(3) 納税証明書オンライン請求の利用促進について (管理運営部門)

別添 4 「とても便利な納税証明書のオンライン請求を

ぜひご利用ください!!」参照

ご承知のとおり、納税証明書の交付請求は自宅や事務所のパソコン、またはスマートフォンやタブレット端末から e-Tax を使ったオンライン請求が可能となっております。

書面による請求に比べ、手数料が安く、受取日時をご指定いただくことで、窓口での待ち時間が短縮できるなどのメリットがあります。

引続き関与先等への利用勧奨につきまして、ご協力をお願いいたします。

- (4) 個人事業者に対する消費税各種届出書の提出勧奨について (個人課税部門)  
消費税の各種届出書の提出が必要と見込まれる個人事業者の方に対し、照会文書と各種届出書を9月下旬から随時送付する予定となっております。

本年から、先月の協議会の場でご案内いたしました「関東信越国税局文書照会センター」からの送付となりますので、ご承知置きくださるようお願いいたします。

なお、関与先からの記載・提出等に関するお問い合わせ等につきましては先生方にご指導いただくとともに、ご質問等は書面に表記のある「文書照会センター」宛てにさせていただくようお願いいたします。

- (5) 「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」について (資産課税部門)  
別添5「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」参照

現在、税務署において、特定路線価設定申出書の提出があった場合、おおむね1月程度で特定路線価を回答しているところですが、相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されたことにより、特定路線価の設定申出及び個別評価の申出の件数が増加しており、それらの回答までに時間を要しています。

また、提出された特定路線価設定申出書を見ると、記載内容の不備や(本来、特定路線価の対象とならない)建築基準法上の道路等でないものに特定路線価の設定申出をしているケースが見受けられます。

そこで、関東信越国税局においては、特定路線価の設定申出に対して速やかな回答と記載内容の不備がないようにするため、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」及び当該チェックシートを含む「特定路線価設定申出書などの記載例」を作成し、関東信越国税局HPに掲載しております。

当該チェックシートを活用していただくことにより、特定路線価の設定申出の要否を判定することができます。

つきましては、特定路線価の設定申出の際には、当該チェックシートを活用していただくとともに、併せて、特定路線価設定申出書に添付の上、提出していただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 添付書類

- 1 「平成28年度におけるe-Taxの利用状況等について」
- 2 「ダイレクト納付手続マニュアル」
- 3 「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧表」
- 4 「とても便利な納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください!!」
- 5 「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」

#### 5 県税事務所からの連絡事項

- 平成28年度 熊谷県税事務所決算の概要

平成 29 年 8 月  
国 税 庁

## 平成 28 年度における e-Tax の利用状況等について

国税庁では、平成 26 年 9 月に財務省において決定された「財務省改善取組計画」(改善取組計画)に基づき、利用者の利便性向上を図りつつ、e-Tax の一層の普及・定着に向けて取り組んできました。

改善取組計画では、e-Tax の利用満足度やオンライン利用率などを評価指標として、平成 28 年度までに達成すべき目標を設定しており、今般、平成 28 年度における実績値が確定しましたので公表します。

《評価指標》	《実績値》	《前年対比》
○ オンライン利用率 ※ 手続別の利用率は別紙 1 のとおり		
・ 公的個人認証の普及割合等に左右される 国税申告 2 手続 (目標: 58%)	54.0%	(+1.5 ポイント)
・ 上記以外の国税申告 4 手続 (目標: 72%)	78.0%	(+3.7 ポイント)
・ 申請・届出等 9 手続 (目標: 62%)	64.3%	(+2.6 ポイント)
○ ICT 活用率 (目標: 72%)	76.8%	(+3.1 ポイント)
※ 手続別の活用率は別紙 2 のとおり		
《参考》 ICT 活用率は、所得税申告及び消費税申告(個人)の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(書面提出分を含みます。)の占める割合です。		
○ e-Tax の利用満足度 (目標: 75%)	73.4%	(▲0.6 ポイント)
○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」 の利用満足度 (目標: 85%)	87.9%	(+2.8 ポイント)
○ オンライン申請の受付 1 件当たりの費用 (目標: 対前年度比減少)	306 円	(▲48 円)
○ 国税申告手続の事務処理時間 (目標: 対前年度比減少)	869,000 時間	(▲19,000 時間)

※ 各評価指標の「目標」は、平成 28 年度までに達成すべき目標です。

# ○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	前年対比
		%	%	%	%	ポイント
所得税申告	①	51.8	52.8	52.1	53.5	+1.4
消費税申告(個人)	②	53.5	56.0	58.8	63.2	+4.4
公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①~②の計)	③	51.9	53.0	52.5	54.0	+1.5
法人税申告	④	67.3	71.6	75.4	79.3	+3.9
消費税申告(法人)	⑤	65.9	70.3	73.4	77.3	+3.9
酒税申告	⑥	92.3	90.9	91.1	82.0	▲9.1
印紙税申告	⑦	64.5	62.8	62.3	60.5	▲1.8
上記以外の国税申告4手続(④~⑦の計)	⑧	66.9	71.0	74.3	78.0	+3.7
給与所得の源泉徴収票等(6手続)	⑨	47.5	49.4	54.9	57.9	+3.0
利子等の支払調書	⑩	26.1	29.1	29.7	27.4	▲2.3
納税証明書交付請求	⑪	2.6	5.8	8.0	9.9	+1.9
電子申告・納税等開始(変更等)届出書	⑫	99.5	99.5	99.4	99.3	▲0.1
申請・届出等9手続(⑨~⑫の計)	⑬	57.7	58.4	61.7	64.3	+2.6

財務省改善取組計画の改善促進手続

(注)1 財務省改善取組計画は、平成26年度から平成28年度までを対象期間とするのですが、前年比較等の便宜上、平成25年度についても利用率を算出しています。

2 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。

3 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」は、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」, 「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の譲受けの...」の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の売買又は貸付...」の支払調書(及び同合計表)の6調書をいいます。

# ○ ICT活用率

区分	年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	前年対比
	所得税申告	利用件数		12,678,607件	13,216,410件	13,689,123件	14,490,442件
ICT活用率			69.2%	72.1%	74.0%	77.0%	+3.0ポイント
消費税申告(個人)	利用件数		692,691件	741,676件	777,112件	828,192件	106.6%
	ICT活用率		61.8%	65.8%	68.7%	73.2%	+4.5ポイント
合計	利用件数		13,371,298件	13,958,086件	14,466,235件	15,318,634件	105.9%
	ICT活用率		68.8%	71.8%	73.7%	76.8%	+3.1ポイント

(注)1 ICT活用率は、所得税申告及び消費税申告(個人)の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(畫面提出分を含みます。)の占める割合です。

2 財務省改善取組計画は、平成26年度から平成28年度までを対象期間とするのですが、前年比較等の便宜上、平成25年度についてもICT活用率を算出しています。

# ○ オンライン(e-Tax)利用件数

区分	年度	平成25年度 件	平成26年度 件	平成27年度 件	平成28年度 件	前年対比 %
財務省改善取組計画の改善促進手続	所得税申告(個人)	9,377,932	9,536,950	9,502,304	9,921,691	104.4
	消費税申告(個人)	599,094	630,359	664,337	714,773	107.6
	公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続(①～②の計)	9,977,026	10,167,309	10,166,641	10,636,464	104.6
	法人税申告	1,733,944	1,848,056	1,962,072	2,085,431	106.3
	消費税申告(法人)	1,286,024	1,367,749	1,437,904	1,524,073	106.0
	酒税申告	38,655	38,303	38,199	34,721	90.9
	印紙税申告	84,858	85,083	86,286	84,549	98.0
	上記以外の国税申告4手続(④～⑦の計)	3,143,481	3,339,191	3,524,461	3,728,774	105.8
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)	1,711,421	1,796,095	1,896,958	2,058,201	108.5
	利子等の支払調書	26,115	25,335	23,926	20,034	83.7
	納税証明書交付請求	37,223	83,663	107,705	144,048	133.7
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書	2,812,527	2,683,560	2,610,674	2,968,857	113.7
	申請・届出等9手続(⑨～⑫の計)	4,587,286	4,588,653	4,639,263	5,191,140	111.9
財務省改善取組計画の改善促進手続全体(③、⑧及び⑬の計)	17,707,793	18,095,153	18,330,365	19,556,378	106.7	
上記⑭以外の申請・届出等	4,468,291	5,101,061	4,052,264	5,748,278	141.9	
納付手続	3,369,145	3,816,196	4,394,528	5,122,803	116.6	
合計(⑭～⑯の計)	25,545,229	27,012,410	26,777,157	30,427,459	113.6	

(注)1 財務省改善取組計画は、平成26年度から平成28年度までを対象期間とするものですが、前年比較等の便上、平成25年度についても利用件数を算出しています。  
 2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続) ⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

# ○ e-Tax の普及・定着に向けた主な取組

## これまでの取組

### 添付書類

- ・ e-Tax による所得税申告において、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の添付を省略（平成 20 年 1 月～）
- ・ 別途書面による提出が必要であった出資関係図などの法人税法等による添付書類について、書面による提出に代えてイメージデータ（画像）による提出が可能（平成 28 年 4 月～）
- ・ 法人税申告の財務諸表等について、税務・会計ソフトが持つデータを e-Tax で送信できるよう、e-Tax で受付可能なデータ形式に変換するプログラムを税務・会計ソフトの開発業者へ提供（平成 28 年 4 月～）

### 電子署名

- ・ 税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、e-Tax で申告等を行う場合の納税者本人の電子署名の省略（平成 19 年 1 月～）
- ・ e-Tax を利用できるパソコンを税務署に設置し、e-Tax の利便性を体験してもらい、翌年以降、自宅のパソコンから e-Tax を利用してもらうことを目的とした施策を導入（平成 20 年 1 月～）

### インセンティブ措置

- ・ e-Tax 還付申告について、処理期間を通常の 6 週間程度から 3 週間程度に短縮（平成 18 年 11 月～）
- ・ 個人の自宅等からの e-Tax 還付申告のうち、1 月・2 月申告分については、2～3 週間程度で処理（平成 26 年 1 月～）

### 利用可能時間

- ・ 所得税確定申告時期について、e-Tax の 24 時間受付（平成 19 年 2 月～）及び日曜日のヘルプデスクの受付を実施（平成 22 年 2 月～）
- ・ e-Tax の受付日について、法人税申告書等の提出が多い、5 月、8 月、11 月の最後の土曜日及び日曜日に拡大（平成 28 年 5 月～）

### システム改善等

e-Tax ホームページ及び納付手続等について、タブレット端末等のスマートデバイスに対応（平成 26 年 6 月～）

## 新たな取組

### 添付書類

別途書面による提出が必要であった住宅借入金等の残高証明書などの所得税法等による添付書類について、書面による提出に代えてイメージデータ（画像）による提出が可能（平成 29 年 1 月～）

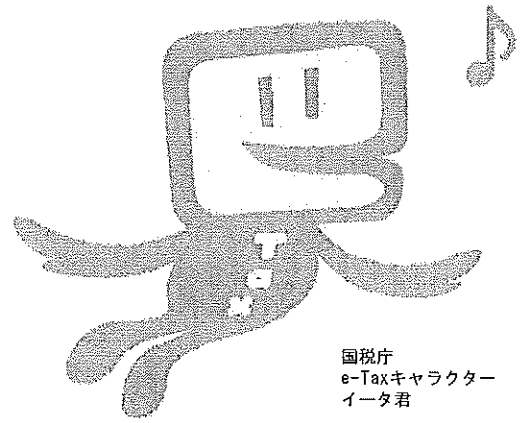
### マイナポータルと e-Tax との認証連携

マイナポータルと e-Tax との認証連携を開始し、メッセージボックスの閲覧などの一部機能の利用開始（平成 29 年 1 月～）



簡単・便利

# ダイレクト納付 手続マニュアル



国税庁  
e-Taxキャラクター  
イータ君

## ダイレクト納付とは・・・

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です

### 簡単！

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続が行えます！  
⇒ 電子証明書の添付やICカードリーダーライタは不要です  
(マイナンバーカードをお持ちでない方もご利用できます)

### 便利！

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！  
⇒ 源泉所得税を毎月納付している方に便利です  
(徴収高計算書の作成・提出から納付までの手続を1度に行えます)
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！  
⇒ 資金繰りの調整等にご活用いただけます

## ダイレクト納付の一連の手続

	ダイレクト納付手続の一般的な流れ	日数 目安
初回 手続	①e-Taxの利用開始手続	2
	②ダイレクト納付利用届出書の提出	2
申告	③e-Taxで申告書等を作成・送信 ・源泉所得税の徴収高計算書データの送信方法を掲載しています！ ・税理士による代理送信も可能です！	3~8
納付	④メッセージボックスに格納された受信通知を確認	9~10
	⑤今すぐ納付するか納付日を指定して納付するかを選択し、口座引落とし	11
	⑥メッセージボックスに格納された受信通知により、引落としが完了したことを確認	12

このマニュアルは、e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）からe-Taxソフト(WEB版)にログインする方法で源泉所得税の徴収高計算書データを送信する方法と、ダイレクト納付により国税を納付する方法をご紹介します。なお、ダイレクト納付は、スマートフォンなどからも利用できます。

## 《利用開始手続》

### 手順1

#### e-Taxの利用開始手続、納税用確認番号及び納税用カナ氏名・名称の登録

メッセージボックスを活用しやすくするために、メールアドレスの登録をお勧めします。なお、利用開始手続等の詳細は、e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。

また、既に利用開始手続がお済みの方は二重に手続することのないようご注意ください。  
e-Taxホームページ>サイトマップ>e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー

### 手順2

#### ご利用される預貯金口座によりダイレクト納付ができることを確認

ダイレクト納付の利用が可能な金融機関及び預貯金口座の種類は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に掲載しておりますので、ご確認ください。

国税庁ホームページ ホーム>申告・納税手続>税務手続の案内>納税証明書及び納税手続関係>ダイレクト納付の手続

### 手順3

#### ダイレクト納付利用届出書の作成・提出

ダイレクト納付利用届出書（書面）を作成し、所轄の税務署へ提出してください。届出書の様式や記載方法、所轄の税務署の確認は、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ ホーム>申告・納税手続>税務手続の案内>納税証明書及び納税手続関係>ダイレクト納付の手続

### 手順4

#### ダイレクト納付利用開始時期の確認

ダイレクト納付は、届出書の提出から約1か月後に、メッセージボックスに「ダイレクト納付口座の手続完了に関するお知らせ」が格納された日以降に送信する申告書データ等において利用が可能となりますので、メッセージボックスをご確認ください。

### こんなときは・・・（利用開始手続の場合）

- ダイレクト納付の利用開始手続を行った後、メッセージボックスに「届出された金融機関の預貯金口座は利用できないことからダイレクト納付が行えません。」というメッセージが届いた！

ご提出いただいたダイレクト納付利用届出書に記載された金融機関が、ダイレクト納付に対応していない場合に表示されるメッセージです。

- 振替納税を利用しているが、ダイレクト納付も利用したい！

振替納税を利用されている方でも、ダイレクト納付の利用は可能です。

なお、「ダイレクト納付利用届出書」を提出された場合でも、振替納税による自動振替はされますので、特に、所得税や消費税の中間申告額をダイレクト納付により納付される場合は、あらかじめ、税務署へご連絡ください。

- ダイレクト納付の引落口座を変更したい！

届出されている金融機関は変更せず、引落口座のみを変更する場合は、税務署に「ダイレクト納付変更届出書」を提出してください。

届出されている金融機関を変更する場合は、届出されている金融機関に対する「ダイレクト納付解約届出書」と、変更後の金融機関に対する「ダイレクト納付利用届出書」を併せて、税務署に提出してください。

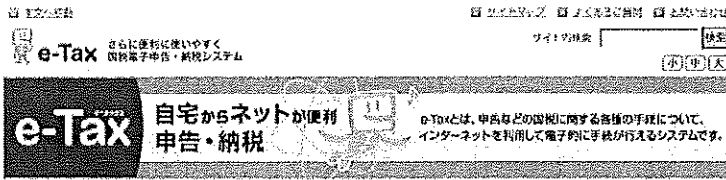
なお、変更には、約1か月程度かかる場合があります（その他、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。）。

# 《徴収高計算書データの送信手続》

## 手順1

## e-Taxソフト(WEB版)へログイン

国税庁e-Taxホームページで、「e-Taxソフト(WEB版)(ログイン)」をクリックします。



5各種ソフト等のインストール及び設定、申告書・申請書の作成・送信

● 得意・取引先に利用して頂くソフト一覧

- 申告書作成ソフト (国税庁・税務署・法人税務課の申告書作成ソフト)
- e-Taxソフト(WEB版)(ログイン) (国税庁のホームページから、インターネット上で利用可能なソフトです。)
- e-Taxソフト(アプリ) (スマートフォン等から、申請・納税が出来ます。)
- e-Taxソフト(ダウンロード) (パソコンから、申告書作成ソフトをダウンロード出来ます。)

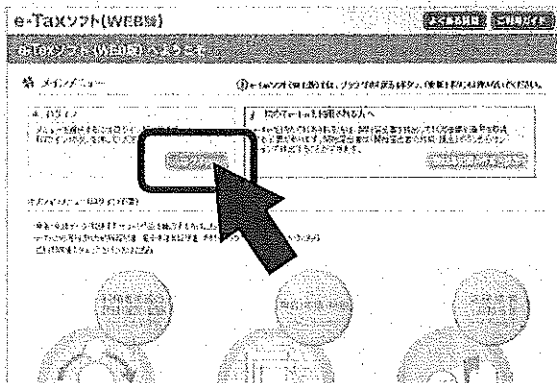
● 各得意先のイメージメニューによる提案について

**e-Taxソフト(WEB版)(ログイン)**

「徴収高計算書」・「法定調書(給与所得の源泉徴収票等)」・「納税証明書の交付請求」・「納税手続」がご利用できます。

e-Taxソフトのダウンロードやパソコンへのインストールをせず、WEB上での入力により、申請等が作成できます。

メインメニューで、「ログイン」をクリックします。



「利用者識別番号」と「暗証番号」を入力し、「ログイン」をクリックします。

項目名	入力内容
利用者識別番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (10桁数字) (例) 1234-5678-9012-3456
暗証番号	<input type="text"/> (10桁数字)
暗証番号の表示	<input checked="" type="radio"/> 暗証番号を表示しない <input type="radio"/> 暗証番号を表示する

暗証番号をお忘れになった場合は  
暗証番号をお忘れになった場合、「仮定の質問と答え」を登録している場合は暗証番号の再設定が可能です。以下の暗証番号再設定から暗証番号の再設定を行ってください。

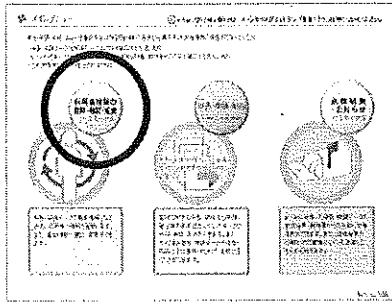
利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合は  
利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった場合は、変更専用出書を出す必要があります。変更専用出書は以下の「変更専用出書の作成・提出」からオンラインで提出することができます。

**手順2**  
(初回のみ)

## 利用者情報の登録

徴収高計算書データを初めてe-Taxで送信する場合、利用者情報の登録が必要になります。

1度登録すると、次回からの登録は不要となります。



メインメニューで、「利用者情報の登録・確認・変更」をクリックし、次画面で、「操作に進む」をクリックします。

### 法人名称等の入力

以下の情報を入力し、「次へ」をクリックしてください。

項目名	入力内容
法人番号	[ ]-[ ]-[ ]-[ ] (9桁数字)
法人名称(フリガナ)	[ ](フリガナ) (フリガナ)
法人名称(英字)	[ ](英字) (英字)
所在地	郵便番号 [ ]-[ ]-[ ]-[ ]-[ ] (5桁数字) <small>郵便番号から市区町村を推定</small>
	都道府県 [ ] (都道府県)
	市区町村 [ ](市区町村) (5桁)
	丁目・番地 [ ](丁目・番地) (5桁)
	ビル名称 [ ](ビル名称) (5桁)
電話番号	[ ]-[ ]-[ ]-[ ]-[ ] (7桁数字)
加算料種別	都道府県を選択してから加算料を選択してください。 加算料種別 [ ] (加算料種別) 所轄の役務課は「次へ」からご確認ください。
定款内容	[ ](内容) (250)
資本金又は出資金額	[ ](円) (1000) (9桁数字) <small>万円以下は千円で</small>
取締役責任者の氏名	姓 [ ](姓) 名 [ ](名) (9桁数字) (250)
役職士等	役職士等(代表取締役)を選択してください。 役職士等 [ ] ( ) (該当する)

「法人名称等の入力」画面で、必要事項を入力し、「次へ」をクリックします。

### 代表者情報の入力

以下の情報を入力し、「次へ」をクリックしてください。

項目名	入力内容
代表者氏名(フリガナ)	セイ [ ](フリガナ) マイ [ ](フリガナ) (9桁数字)
代表者氏名(英字)	姓 [ ](英字) 名 [ ](英字) (9桁数字)
代表者住所	郵便番号 [ ]-[ ]-[ ]-[ ]-[ ] (5桁数字) <small>郵便番号から市区町村を推定</small>
	都道府県 [ ] (都道府県)
	市区町村 [ ](市区町村) (5桁)
	丁目・番地 [ ](丁目・番地) (5桁)
	ビル名称 [ ](ビル名称) (5桁)
電話番号	[ ]-[ ]-[ ]-[ ]-[ ] (7桁数字)

「代表者情報の入力」画面で、必要事項を入力し、次画面で、入力内容を確認の上、「登録」をクリックします。

## 手順 3-1

## 徴収高計算書データの作成①

メインメニューで、「申告・申請・納税」をクリックすると表示される画面で、新規作成の「操作に進む」をクリックします。

★ メインメニュー

④ e-Taxソフト (WEB版) では、ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンは押さないでください。

ご利用のe-Taxメニューを選んでください。

- 申告・申請データ(国税庁「e-tax」)の内容を確認する場合は
- e-Taxから発行された納税証明書、電子申告確認明票、納税通知の内容を確認する場合は
- ご利用後のチェックを行う場合は

申告・申請データの基本情報となる氏名、住所等の情報を登録します。また、登録情報の確認・変更ができます。

国庫に関する申告、納税及び申請・届出等の各手続きについてデータの作成・再開・送信ができます。また、作成済みの申告・申請データの送信と同時に添付書類(PDF)の送信も行うことができます。

★ 申告・申請・納税

ご利用のe-Taxメニューの右側に進むボタンを押してください。

新規作成

申告・申請データを新規に作成します。  
※ 法定調書については、納税分、追加分、訂正分及び再納分の作成が可能です。

作成再開

作成済みの申告・申請データ(国税庁「e-tax」)を再入力して作成を再開します。

作成済みデータの利用

自国庫の申告・申請データ(国税庁「e-tax」)を再入力のみ表示・印刷、電子署名等の処理を行います。  
また、作成済み申告・申請データ(国税庁「e-tax」)に添付書類(PDF)の送信を行います。  
添付書類(PDF)を再入力可能な手続き。添付で表示した添付書類(PDF)の再入力するファイルのサイズに制限があります。詳細はこちらをご覧ください。

e-Taxメニュー

作成する計算書を選択します。

★ 作成手続きの選択

本サイトでは以下の手続きを作成することができます。  
作成する手続きを選択してください。

■ 申告・申請・納税

納付情報を登録する

納税証明書の交付請求を行う

徴収高計算書を提出する

### 手順 3-2

## 徴収高計算書データの作成②

**提出先税務署等の入力**

提出先税務署等には登録済みの別荘税務署を表示しています。提出先税務署等を変更したい場合は訂正してください。  
全ての項目について入力、確認が完了後、「次へ」ボタンをクリックしてください。

提出先税務署等の入力

項目名	入力項目
提出先税務署等 <small>※必須</small>	リストから(1)都道府県を選択し、(2)税務署名を選択してください。 (1)都道府県 <input type="text" value="東京都"/> (2)税務署名 <input type="text" value="国税庁"/> 提出先の税務署名がこちらからご選択ください。

戻る **次へ**

もページ先頭へ

提出先の税務署を選択し、「次へ」をクリックします。

「納期等の区分」を入力し、「作成区分」を選択の上、「次へ」をクリックします。

**申告書等の作成 1/2** 記載要領等 **計算書の作成に当たっての留意事項**

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)は2ステップに分けて入力します(1ステップ目)。

**納期等の区分及び区分の入力**

納期等の区分となる源泉所得税及び復興特別所得税の支払年月を入力し、区分を選択してください。  
入力完了後、「次へ」ボタンを押してください。

納期等の区分 ※必須 平成 29 年 4 月 支払分源泉所得税及び復興特別所得税 (半角数字)

作成	区分	説明
<input checked="" type="checkbox"/>	俸給・給料等	俸給、給料、賃金、歳費などの通常の給与のほか、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされるもの等について記載します。
<input type="checkbox"/>	賞与 (役員賞与を除く。)	役員に対して支払った賞与以外の賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を含みます。)、又は、必要経費に算入した賞与について記載します。
<input type="checkbox"/>	日雇労働者の賃金	日々雇い入れられる者(日雇労働者など)に支払う賃金で日額表の内欄を適用して所得税の源泉徴収を行っているものについて記載します。
<input type="checkbox"/>	退職手当等	退職手当や一時恩給(所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金を含みます。)などについて記載します。
<input type="checkbox"/>	税理士等の報酬	弁護士(外国法事務弁護士を含みます。)、税理士、公認会計士、会計士補、計理士、社会保険労務士、企業診断員、司法書士、弁理士、建築士、建築代理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、測量士、測量士補、技術士、技術士補、海事代理士、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関して支払う報酬・料金について記載します。
<input type="checkbox"/>	役員賞与	法人の法人税法第2条第15号に規定する役員に対して支払った賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。)について記載します。

**支払年月日・人員・支給額・税額の入力**

戻る **次へ**

もページ先頭へ

### 手順3-3

### 徴収高計算書データの作成③

申告書等の作成 2/2 記録要領書 計算書の作成に当たっての留意事項

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一様)は2ステップに分けて入力します(2ステップ目)。

① 納期等の区分及び区分の入力 (完了)

② 支払年月日・人員・支給額・税額の入力  
各区分について、支払年月日・人員・支給額・税額を入力してください。入力完了後、「次へ」をクリックしてください。

区分	会計年度 (手角数字)	支払年月日 (手角数字)	人員 (手角数字)	支給額 (手角数字)	納期等の区分	
					平成 29 年 4 月 支払分源泉所得税及び 復興特別所得税	税額
総合・給親版(01)	平成 29 年 4 月 20 日	10 人	2,000,000 円	100,000 円		
賞与(役員賞与を除く)(02)						
日雇労働者の賞与(03)						
退職手当版(04)						
役員土着の退職版(05)						
役員賞与(06)						
同上の支払確定年月日					年末調整による 不足超過(07)	
					年末調整による 超過超過(08)	
					本税 延滞税計額	100,000 円
					延滞税	
					合計額 延滞税計額 延滞税	100,000 円

摘要

定型文入力 閉要領クリア

徴収高計算書用紙の送付の要否

要  否

印刷 印刷 次へ

「区分」欄で  
該当する計算書を選択し、

「支払年月日」  
「人員」  
「支給額」  
「税額」等

を入力の上、  
「次へ」をクリックします。

入力内容の確認と訂正 記録要領書 計算書の作成に当たっての留意事項

入力内容を確認し、内容が正しい場合は「印刷」ボタンをクリックして印刷してください。  
内容が正しい場合は「印刷」ボタンをクリックして印刷してください。  
内容が正しい場合は「印刷」ボタンをクリックして印刷してください。

区分	支払年月日	人員	支給額	税額	納期等の区分
総合・給親版(01)	平成 29 年 4 月 20 日	10 人	2,000,000 円	100,000 円	平成 29 年 4 月 支払分源泉所得税及び 復興特別所得税
賞与(役員賞与を除く)(02)					
日雇労働者の賞与(03)					
退職手当版(04)					
役員土着の退職版(05)					
役員賞与(06)					
年末調整による不足超過(07)					
年末調整による超過超過(08)					
本税				100,000 円	
延滞税					
合計額				100,000 円	

印刷 印刷 次へ

入力した内容の確認をします。  
なお、入力内容の確認には、  
「印刷」ボタンを  
ご活用いただくこともできます。  
確認の結果、  
入力内容に誤りがない場合は、  
「次へ」をクリックしてください。

## 手順4

## 徴収高計算書データの送信

入力した内容を再度確認し、「送信」をクリックします。

**✳️ 受付システムへの送信**

以下の手続きを受付システムへ送信します。

- この手続きを利用する場合は、電子署名は不要です。そのまま「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。
- 手続きを保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。
- この手続きは税務代理権限証書を添付できます。添付する場合は、「添付書類」ボタンを押してください。

項目名	入力内容
手続き名称	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)
氏名又は名称	株式会社国税商事
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	麹町税務署
添付書類	なし
提出年月日	平成29年5月10日

戻る 保存 印刷 送信

△ページ先頭へ

確認メッセージが表示されますので「はい」をクリックします。

Q-Tokyoソフト(WEB印刷) 株式会社国税商事(ログイン中) 2017.05.10 10:00:00

メニュー

印刷済みの案件情報検索

印刷済みの案件情報検索

✳️ 受付システムへの送信

以下の手続きを受付システムへ送信します。

- この手続きを利用する場合は、電子署名は不要です。そのまま「送信」ボタンを押して受付システムへ送信してください。
- 手続きを保存する場合は「保存」ボタンを押してください。
- この手続きは税務代理権限証書を添付できます。添付する場合は「添付書類」ボタンを押してください。

項目名	入力内容
手続き名称	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)
氏名又は名称	株式会社国税商事
個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	麹町税務署
添付書類	なし
提出年月日	平成29年5月10日

はい いいえ

これで徴収高計算書データの送信は終了です。  
これにより、メッセージボックスに受信通知が格納されます。  
受信通知は、次ページの画面か、5ページの画面のメインメニュー、「送信結果・お知らせ」からご確認ください。



# 《納付手続》

## 手順1 e-Taxへログイン

受信通知を確認するために、国税庁e-Taxホームページの、「メッセージボックスの確認（受付システムへのログイン）」をクリックします。



### 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

メッセージボックスや領付金の処理状況などが確認できます。  
利用者識別番号と暗証番号を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

#### 受付システム ログイン

利用者識別番号

暗証番号

暗証番号を表示する

#### 暗証番号をお忘れになった場合

【社名の貸時と盗え】及び「メールアドレス」を登録している方は、次の「暗証番号再設定」から暗証番号の再設定を行ってください。

#### ① 暗証番号再設定

【社名の貸時と盗え】又は「メールアドレス」を登録していない方は、次の「変更番号届出へ」から変更番号届出書を出してください。

また、利用者識別番号をお忘れになった方も、次の「変更番号届出へ」より変更番号届出書を出してください。

#### ② 変更番号届出へ

「利用者識別番号」と  
「暗証番号」を入力し、  
「ログイン」をクリックします。

## 手順2

## メッセージボックスの確認

メインメニューで、メッセージボックス一覧の「確認画面」をクリックします。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中 ログアウト

受付システム

### メインメニュー

**メッセージボックス一覧**

e-Taxに送信した申告・申請データの送信結果、税務署からのお知らせ等をメッセージボックス一覧から確認できます。

[確認画面へ](#)

**還付金処理状況**

e-Taxを利用して還付申告を行った方は、還付金の処理状況を確認できます。還付金の処理状況が確認可能になるのは、e-Taxを利用して還付申告を行ったから、2週間程度経過した日からとなります。

[確認画面へ](#)

**各種登録・変更**

- ① **暗証番号の変更**  
受付システムにログインする際の暗証番号の変更を行うことができます。
- ② **メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録**  
メッセージボックスに情報が格納された際のメール配信をご希望される方は、ご利用ください。
- ③ **納税用暗証番号、納税用力士氏名・名称の登録・変更**  
納税用暗証番号等は、納税手続を行う際の暗証番号等として使われます。
- ④ **秘蔵の質問と答えの登録・変更**  
秘蔵の質問と答えは、暗証番号を再発行する際の本人確認として使われます。

国税庁 Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

ダイレクト納付を行う「手続き名」をクリックします。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

受付システム

### メッセージボックス一覧

この画面では、メッセージを格納してから120日以内のものを表示しています。120日を超えたメッセージは、「過去分表示」ボタンを押し、「メッセージボックス一覧 (過去分)」を選択より確認してください。

**利用者識別番号**  
2079910603160975

**受信メッセージ**  
1件のメッセージが格納されています。

[過去分表示](#) [過去分表示](#)

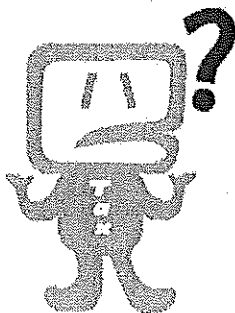
**受信通知**

受信日時	受信日時	受信番号	手続き名	任意又は名称	受信結果	選択
2017/05/10 18:43:53	2017/05/10 18:43:30	20170510184330047314	<input type="checkbox"/> 暗証番号・通知用暗証番号の暗証番号変更11号 型(二通)	(株) 実務理事	受付完了	<input type="checkbox"/>

[過去分表示](#) [過去分表示](#)

[メニューに戻る](#)

国税庁 Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.



税理士による代理送信をされている方で、どの受信通知を選べばよいか分からないときは、税理士へご確認ください。

### 手順3 ダイレクト納付の指示

すぐに引落しを行う場合は「今すぐに納付される方」を、  
後日に引落しを行う場合は「納付日を指定される方」をクリックします。

**今すぐに納付される方**

納付内容を確認した上、「はい」をクリックすることで、届出した預貯金口座から国税を引落しします。

**納付日を指定される方**

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。  
届出された預貯金口座の預貯金口座番号と納付内容を確認してください。内容に誤りがない場合は、以下の内容で実行してください。  
内容に誤りがある場合は、お電話にてお問い合わせください。

納付先	納付内容
税種	源泉徴収税(給与等雑所得)
年度区分	
課税年度(西)	平成29年度
課税年度(東)	
納付名称	ソフレイ
金融機関名	みずほ銀行 支店
支店番号	000000
口座番号	12345678901234
納付金額	100,000円

上記内容を確認し、実行を行います。

**納付日を指定される方**

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。  
届出された預貯金口座の預貯金口座番号と納付内容を確認してください。内容に誤りがない場合は、以下の内容で実行してください。  
内容に誤りがある場合は、お電話にてお問い合わせください。

納付先	納付内容
税種	源泉徴収税(給与等雑所得)
年度区分	
課税年度(西)	平成29年度
課税年度(東)	
納付名称	ソフレイ
金融機関名	みずほ銀行 支店
支店番号	000000
口座番号	12345678901234
納付金額	100,000円

納付日を指定してください。  
納付日は、実行した日曜日より前日までの範囲で指定してください。  
納付日は、日曜日の前日(前日)に設定してください。

納付日: 年 月 日

上記内容を確認し、実行を行います。

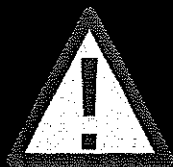
納付内容を確認した上、  
「納付日」に引落日を入力し、  
「はい」をクリックすることで、  
指定した日に、届出した預貯金口座から国税を引落しします。

**ご注意ください!!**

ご利用される金融機関によって、引落しの時間が異なりますので、引落日の前日までに、預貯金口座の残高を確認してください。

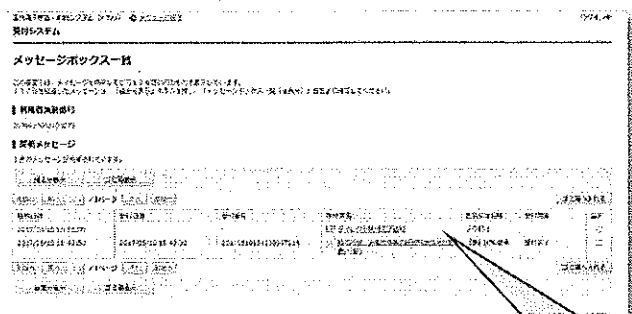
## 手順4 納付手続の確認

再度メッセージボックスを開き、「ダイレクト納付完了通知」をクリックし、納付手続結果（引落とし結果）を確認します。



**ご注意ください**

残高不足などにより納付手続ができていない場合、メッセージボックスにその内容が表示されますので、「ダイレクト納付完了通知」の内容を必ずご確認ください。



手続き名

**ダイレクト納付完了通知**

国税電子申告・納税システム (e-Tax)  
受付システム

ログイン中

メール詳細 (ダイレクト納付)

閉じる

ダイレクト納付による登録口座からの引き落としが完了しました。

■ 申告等内容

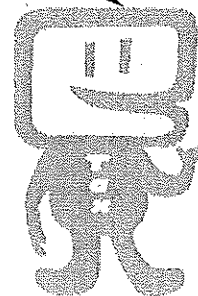
利用者識別番号	2079910503100075
氏名 (名称)	ノロセイ
受付番号	20170510184330947314
納付年月日	2017/05/10
納付先	任意税務署
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間 (自)	平成29年04月
課税期間 (至)	
金融機関	商の国銀行 本店
納付金額	100,000円

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用についてアンケートを実施しています。  
よろしければご協力ください。 [アンケートのページ](#)

ホームの元へ

閉じる

これで納付手続は  
終了です。



## こんなときは・・・(納付手続の場合)

- 納付日の指定をしたが、納付日を変更したい！

メッセージボックスで、変更を希望するダイレクト納付の受信通知を開いていただき、「納付期日の取消し」をクリックすることで、ダイレクト納付の指示が取り消されますので、改めてダイレクト納付の手続を行ってください。

- ダイレクト納付手続を行った後、メッセージボックスに「残高不足のため、届出された預貯金口座からの引き落としができませんでした。」というメッセージが届いた！

届出された預貯金口座の残高を確認の上、再度、手続してください(手順3の通知から、再度のダイレクト納付手続が可能です。)

- 税務署に社名変更の届出をしたのに、ダイレクト納付完了通知の社名が変わっていない！

ダイレクト納付完了通知に表示される社名は、ご自身でe-Taxに登録した「納税用カナ氏名・名称」が表示されますので、自動的に変更になりません。登録内容を変更すれば、次回からは変更後の名称が表示されます。なお、名称の変更方法はe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご参照ください(個人の方も同様です。)

- ダイレクト納付手続を行った後、メッセージボックスに「納付金額が、届出された金融機関の利用可能額を超えていることから、ダイレクト納付が利用できません。」というメッセージが届いた！

ダイレクト納付で引落とし指示をかけた金額が、届出された金融機関のダイレクト納付に対応していない場合に表示されます。各金融機関の利用可能額(桁数)は、国税庁ホームページをご覧くださいか、各金融機関にお問合せください。

なお、e-Taxの「納付情報登録依頼」機能を利用し、複数回ダイレクト納付を行うことで、各金融機関の利用可能額を超える納付を行うことも可能です。

## その他の電子納税 (インターネットバンキング等)

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング等を利用して電子納税ができます。

インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関(インターネットバンキング等の利用の可否)については、Webサイト「ペイジー(www.pay-easy.jp)」でご確認ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(注) 電子納税を利用する場合も、事前にe-Taxの開始手続が必要となります。

## 電子納税の利用可能時間

電子納税は、e-Taxの利用可能時間内、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間内でご利用ができます。e-Taxの利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ  
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q & A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問合せください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

法人番号	_____
------	-------

※個人の方は個人番号の記載は不要です。



## 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名 (法人名及び代表者氏名)

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 - ) 電話 ( )	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	
指定金融機関	本店・支店 本所・支所 出張所	
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号
ゆうちょ銀行	記号番号	(ゆうちょ銀行以外)

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

(不備事由)

1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録	5 その他
3 重複入力	

入 力 訂 正 入 力 送 付 登 録

--	--	--	--

金融機関番号

--	--	--	--

整理番号

--	--	--	--

約 定

- 一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を經由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- 六 この取扱について、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

(不備返却事由)

A 印鑑相違	F 住所相違
B 印鑑不鮮明	G 支店名相違
C 口座番号相違	H その他
D 口座該当なし	
E 名義人相違	

(備考)

受 付 印	印 鑑 照 合	検	印

(口座識別番号)

--	--	--	--

(認証番号)

--	--	--	--

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（銀行・信用組合・労働金庫）

【平成29年7月5日現在】

局所等	銀行	信用組合	労働金庫	銀行		信用組合		労働金庫	
				導入済み	導入予定	導入済み	導入予定	導入済み	導入予定
都市銀行等	6	0	0	みずほ銀行、三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行					
札幌	2	1	1	北洋銀行、北海道銀行		札幌中央信用組合		北海道労働金庫	
仙台	13	1	1	青森銀行、秋田銀行、岩手銀行 北日本銀行、七十七銀行、荘内銀行 仙台銀行、東邦銀行、北都銀行 みちのく銀行、山形銀行、東北銀行 大東銀行		仙北信用組合	いわき信用組合 (平成29年7月17日 ～)	東北労働金庫	
関東信越	12	6	2	足利銀行、群馬銀行、常陽銀行 第四銀行、筑波銀行、東和銀行 栃木銀行、長野銀行、八十二銀行 武蔵野銀行、北越銀行、大光銀行		茨城県信用組合 協栄信用組合 群馬県信用組合 新潟県信用組合 長野県信用組合 真岡信用組合		新潟県労働金庫 長野県労働金庫	
東京	8	11	1	京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行 東京都民銀行、東日本銀行 山梨中央銀行、横浜銀行、八千代銀行		あすか信用組合 君津信用組合 青和信用組合 相愛信用組合 第一勧業信用組合 大東京信用組合 都留信用組合 山梨県民信用組合 房総信用組合 中ノ郷信用組合 神奈川県医師信用組合		中央労働金庫	
金沢	6	0	1	福井銀行、福邦銀行、北陸銀行 北國銀行、富山第一銀行、富山銀行				北陸労働金庫	
名古屋	12	4	2	愛知銀行、大垣共立銀行、静岡銀行 静岡中央銀行、清水銀行、十六銀行 スルガ銀行、中京銀行、名古屋銀行 百五銀行、三重銀行、第三銀行		愛知県中央信用組合 飛騨信用組合 益田信用組合 岐阜商工信用組合		静岡県労働金庫 東海労働金庫	
大阪	9	5	1	池田泉州銀行、京都銀行、紀陽銀行 近畿大阪銀行、滋賀銀行、南都銀行 みなと銀行、関西アーバン銀行 但馬銀行		滋賀県信用組合 淡陽信用組合 のぞみ信用組合 兵庫県信用組合 近畿産業信用組合		近畿労働金庫	
広島	9	2	1	西京銀行、山陰合同銀行、鳥取銀行 トマト銀行、広島銀行、中国銀行 山口銀行、もみじ銀行、島根銀行		広島市信用組合 笠岡信用組合		中国労働金庫	
高松	8	1	1	阿波銀行、伊予銀行、愛媛銀行 香川銀行、高知銀行、四国銀行 徳島銀行、百十四銀行		香川県信用組合		四国労働金庫	
福岡	7	0	1	佐賀銀行、十八銀行、親和銀行 北九州銀行、西日本シティ銀行 福岡銀行、筑邦銀行				九州労働金庫	
熊本	4	1	0	大分銀行、熊本銀行、肥後銀行 鹿児島銀行		大分県信用組合			
沖縄	2	0	1	沖縄銀行、琉球銀行				沖縄県労働金庫	
合計	98	32	13						

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。  
2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

# ダイレクト納付利用可能金融機関一覧(信用金庫)

【平成29年7月6日現在】

サービス開始済み							導入予定	
場所	信金数	名 称					名 称	
札幌	23	札幌信用金庫	旭川信用金庫	函館信用金庫	帯広信用金庫	渡島信用金庫		
		室蘭信用金庫	北門信用金庫	小樽信用金庫	釧路信用金庫	江差信用金庫		
		空知信用金庫	伊達信用金庫	稚内信用金庫	大地みらい信用金庫	遠軽信用金庫		
		苫小牧信用金庫	北空知信用金庫	留萌信用金庫	北見信用金庫			
		北海信用金庫	日高信用金庫	北星信用金庫	網走信用金庫			
仙台	25	東奥信用金庫	盛岡信用金庫	水沢信用金庫	二本松信用金庫	気仙沼信用金庫		
		秋田信用金庫	宮古信用金庫	会津信用金庫	福島信用金庫	白河信用金庫		
		羽後信用金庫	一関信用金庫	郡山信用金庫	青い森信用金庫	宮城第一信用金庫		
		米沢信用金庫	北上信用金庫	ひまわり信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫		
		鶴岡信用金庫	花巻信用金庫	あぶくま信用金庫	石巻信用金庫	須賀川信用金庫		
関東信連	33	高崎信用金庫	北群馬信用金庫	佐野信用金庫	新潟信用金庫	上越信用金庫	アルプス中央信用金庫	加茂信用金庫
		相生信用金庫	しのもめ信用金庫	大田原信用金庫	長岡信用金庫	松本信用金庫	鳥山信用金庫	長野信用金庫
		アイオー信用金庫	足利小山信用金庫	結城信用金庫	三条信用金庫	上田信用金庫	青木信用金庫	埼玉縣信用金庫
		利根郡信用金庫	栃木信用金庫	川口信用金庫	新発田信用金庫	諏訪信用金庫	新井信用金庫	
		館林信用金庫	鹿沼相互信用金庫	飯能信用金庫	柏崎信用金庫	飯田信用金庫	村上信用金庫	
東京	36	川崎信用金庫	東京ベイ信用金庫	興産信用金庫	亀有信用金庫	目黒信用金庫	巣鴨信用金庫	さがみ信用金庫
		朝日原信用金庫	佐原信用金庫	さわやか信用金庫	小松川信用金庫	世田谷信用金庫	青梅信用金庫	城南信用金庫
		西武信用金庫	かながわ信用金庫	東京シティ信用金庫	足立成和信用金庫	東京信用金庫	甲府信用金庫	
		千葉信用金庫	中栄信用金庫	芝信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫	山梨信用金庫	
		鎌子信用金庫	中南信用金庫	東栄信用金庫	昭和信用金庫	池野川信用金庫	平塚信用金庫	
		多摩信用金庫	横浜信用金庫	東京三協信用金庫	館山信用金庫	湘南信用金庫	東京東信用金庫	
金沢	16	富山信用金庫	にかわ信用金庫	石動信用金庫	北陸信用金庫	福井信用金庫	越前信用金庫	
		高岡信用金庫	水見伏木信用金庫	金沢信用金庫	鶴米信用金庫	敦賀信用金庫		
		新湊信用金庫	砺波信用金庫	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	小浜信用金庫		
名古屋	38	静岡信用金庫	磐田信用金庫	東濃信用金庫	岡崎信用金庫	碧海信用金庫	北伊勢上野信用金庫	桑名信用金庫
		静清信用金庫	焼津信用金庫	関信用金庫	いちい信用金庫	西尾信用金庫	三重信用金庫	高山信用金庫
		浜松信用金庫	富士信用金庫	八幡信用金庫	瀬戸信用金庫	蒲郡信用金庫	紀北信用金庫	
		沼津信用金庫	遠州信用金庫	大垣西濃信用金庫	半田信用金庫	尾西信用金庫	富士宮信用金庫	
		三島信用金庫	岐阜信用金庫	愛知信用金庫	知多信用金庫	中日信用金庫	掛川信用金庫	
		島田信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	津信用金庫	東春信用金庫	豊川信用金庫	
大阪	29	京都信用金庫	長浜信用金庫	北おおさか信用金庫	奈良中央信用金庫	淡路信用金庫	但馬信用金庫	
		京都中央信用金庫	湖東信用金庫	きのくに信用金庫	西兵庫信用金庫	神戸信用金庫	播州信用金庫	
		大阪信用金庫	枚方信用金庫	姫路信用金庫	中兵庫信用金庫	永和信用金庫	日新信用金庫	
		大阪厚生信用金庫	大阪商工信用金庫	兵庫信用金庫	但馬信用金庫	新宮信用金庫	滋賀中央信用金庫	
		大阪シティ信用金庫	大和信用金庫	尼崎信用金庫	京都北都信用金庫	奈良信用金庫		
広島	21	鳥取信用金庫	日本海信用金庫	津山信用金庫	日生信用金庫	しまなみ信用金庫	東山口信用金庫	
		米子信用金庫	島根中央信用金庫	玉島信用金庫	備前信用金庫	広島みどり信用金庫		
		倉吉信用金庫	おかやま信用金庫	備北信用金庫	広島信用金庫	萩山口信用金庫		
		しまね信用金庫	水島信用金庫	吉備信用金庫	呉信用金庫	西中国信用金庫		
高松	9	徳島信用金庫	観音寺信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫	榎多信用金庫		
		阿南信用金庫	愛媛信用金庫	東予信用金庫	高松信用金庫			
福岡	12	福岡信用金庫	大牟田柳川信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫	佐賀信用金庫	九州びぜん信用金庫	
		福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	大川信用金庫	唐津信用金庫	伊万里信用金庫	たちばな信用金庫	
熊本	14	熊本信用金庫	熊本中央信用金庫	大分みらい信用金庫	高嶺信用金庫	鹿児島相互信用金庫	送回信用金庫	都城信用金庫
		熊本第一信用金庫	天草信用金庫	宮崎信用金庫	鹿児島信用金庫	奄美大島信用金庫	大分信用金庫	南郷信用金庫
沖縄	1	コザ信用金庫						
合計	259							

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。  
 2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。



スマートフォンや  
タブレット端末からでも  
利用できます。



**オンライン請求**

※電子署名及び  
電子証明書の送信が不要!!



自宅等で  
請求データを  
作成

自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット  
端末で納税証明書請求データを作成します。

窓口で書面により請求する場合と比べ、短い  
時間で受け取れます。(請求日当日の受取を指定さ  
れた場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

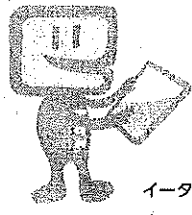
税務署窓口で  
本人確認後に  
受取

e-Taxを  
使った

とても便利な

納税証明書のオンライン請求を

ぜひご利用ください!!



イータ君

メリット  
**1**

**手数料が  
安価です。**

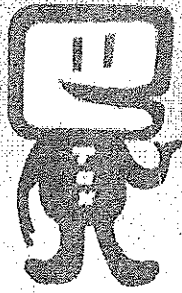
1 税目 1年度  
1 枚 370円(通常400円)

メリット  
**2**

**窓口での  
待ち時間が  
短縮できます。**

イータックス  
**e-Tax**

詳しい手続は裏面をご覧ください。➡



# オンライン請求の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) の e-Tax ソフト (WEB版) または e-Tax ソフト (SP 版) をご利用ください。  
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。  
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

## 1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) の e-Taxソフト (WEB版) から作成できます。  
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。

なお、スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト (SP 版) から作成できます。

(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



## 2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック (タップ) してください。

(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付が不要です。

## 3 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。

代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。

なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。

詳しくは国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご確認ください。

## 4 納税証明書の受取 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

### 郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト (SP 版) では、ご利用になれません。

(注) 電子証明書の取得やICカードリーダー・ドライバの購入等の事前準備が必要です。

(注) インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料 (郵送の場合は手数料+郵送料) を電子納付する必要があります。

① 郵送で書面受取 (別途郵送料がかかります。)

② e-Taxで電子納税証明書 (電子ファイル) をダウンロード (ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書 (電子ファイル) の提出が可能か確認してください。

### e-Taxの 利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

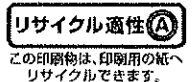
e-Tax ホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問 (Q&A) など、e-Tax に関する最新の情報について e-Tax ホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax の操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901) へお問い合わせください。ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) です。



## 特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： \_\_\_\_\_

土地等の所在地： \_\_\_\_\_

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。

<p>1 特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためのものですか。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> はい</p>	<p>いいえ → 相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価を設定できません。</p>
<p>2 評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）内にありますか。 ※財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）でご確認願います。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> はい</p>	<p>いいえ → 「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、原則として固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価しますので、特定路線価の設定は不要です。</p>
<p>3 評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> はい</p>	<p>いいえ → 原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は不要です。 評価方法など不明な点につきましては、税務署にご相談ください。</p>
<p>4 特定路線価の設定が必要な道路は、建築基準法上の道路等（<input type="checkbox"/>公道 <input type="checkbox"/>私道（位置指定道路） <input type="checkbox"/>その他）ですか。 ※ 該当するかどうかご不明な場合は、県又は市町村の部署（建築指導課等）で確認できます。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> はい</p>	<p>いいえ →</p>
<p><b>特定路線価の設定が必要な場合には、「特定路線価設定申出書」を提出してください。</b> ※ 「特定路線価設定申出書」には、このチェックシートを添付してください。</p>	

※1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。

なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。

- ① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
- ② 「建築基準法第43条第1項ただし書」に規定する道路等

※2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【[www.rosenka.go.jp](http://www.rosenka.go.jp)】で確認できます。

※3 特定路線価の設定には、概ね1か月程度の期間を要します。

※4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。

※5 税務署での面接による個別相談は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください）。

## 特定路線価評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 水戸税務署 評価専門官 TEL 029-231-4211 (代表)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 宇都宮税務署 評価専門官 TEL 028-621-2151 (代表)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 前橋税務署 評価専門官 TEL 027-224-4371 (代表)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 川越税務署 評価専門官 TEL 049-235-9411 (代表)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 浦和税務署 評価専門官 TEL 048-600-5400 (代表)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 春日部税務署 評価専門官 TEL 048-733-2111 (代表)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟税務署 評価専門官 TEL 025-229-2151 (代表)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 長野税務署 評価専門官 TEL 026-234-0111 (代表)

上記代表電話番号宛ご連絡の際には、自動音声によりご案内しますので、案内番号のうち「2」を選択していただきますと税務署につながります。

# 特定路線価設定申出書などの記載例

評価する土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、路線価を基に評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価(特定路線価)の設定を申し出るときに使用します。特定路線価の設定が必要か確認するため、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」を併せてご活用ください。

課税年分を記入します。

平成△年分 特定路線価設定申出書

○ ○ 税務署長

平成○年○月○日 申出者 住所(所在地) ○○市○○丁目○番○号

(納税義務者)

氏名(名称) 国税 三郎

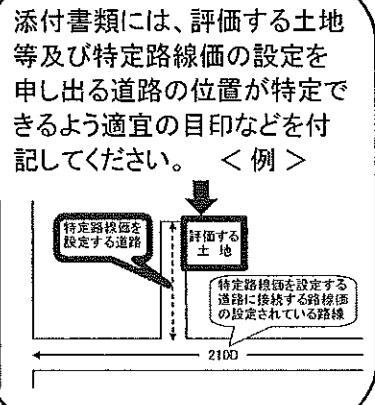
職業(業種) 不動産貸付業 電話番号 ○○○-○○○○

納税義務者からの申出に限ります。

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

記入しないでください。

1 特定路線価の設定を必要とする理由	<input checked="" type="checkbox"/> 相続税申告のため(相続開始日△年8月20日) 被相続人(住所 <u>○○市○○5丁目6番7号</u> 氏名 <u>国税 太郎</u> 職業 <u>不動産貸付業</u> ) <input type="checkbox"/> 贈与税申告のため(受贈日 年
2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙 特定路線価により評価する路線価を設定する道路の所在地、状況等の
3 添付資料	(1) 物件案内図(住宅地図の写し) (2) 地形図(公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日○年9月30日 (4) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定路線価設定申出書の提出チェックシート</li> <li>・平成○年分路線価図○○○○○ページ</li> <li>・登記事項証明書の写し</li> </ul>
4 連絡先	〒○○○-○○○○ 住所 <u>○○市○○町123番地</u> 氏名 <u>埼玉 京子</u> 職業 <u>税理士</u> 電話番号 <u>○○○-○○○○</u>
5 送付先	<input type="checkbox"/> 申出者に送付 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先に送付



回答書の送付先をいずれか指定してください。  
 (注) いずれの場合も、申出者名で回答書が作成されますのでご了承ください。

※ □欄には、該当するものにレ点を付けてください

(資9-29-A4統一)

- ◎ この申出書等の様式は、国税庁ホームページの関東信越国税局コーナーからダウンロードできます。 <http://www.nta.go.jp/kantoshinetsu/topics/index.htm>
- ◎ この記載例の4枚目「特定路線価設定担当署一覧」をご覧ください、該当する特定路線価設定担当署に提出(持参又は郵送)してください。
- ◎ この申出書を提出した場合でも、評価する土地等を、路線価を基に評価することができる場合には、特定路線価を設定しない(回答できない)こととなりますので、ご了承ください。

別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書

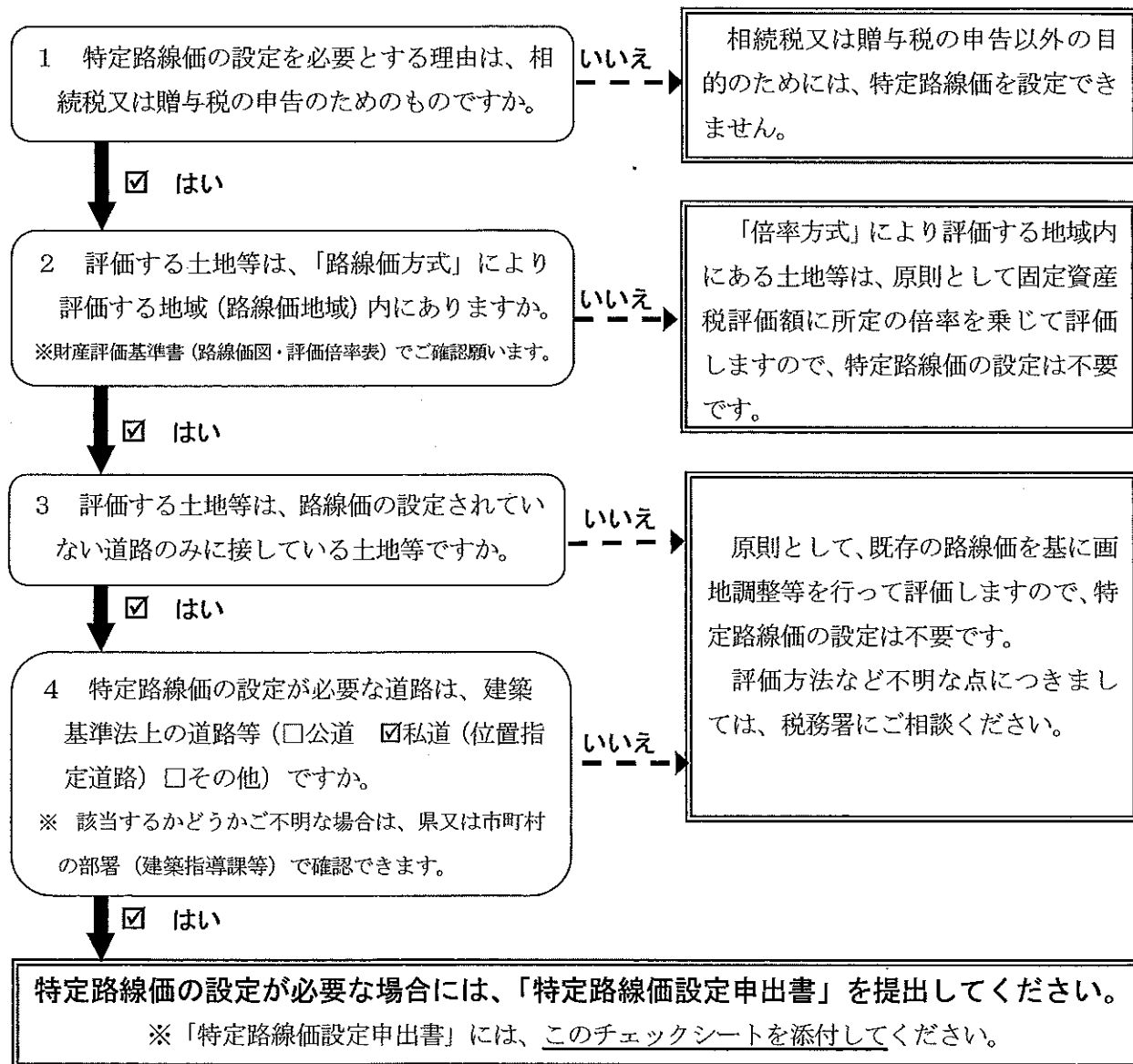
土地等の所在地 (住居表示)	〇〇市〇〇5丁目123番11 及び同所123番13  ( 〇〇5丁目3番4号 )		特定路線価により評価する土地等の所在地等を評価単位に基づき、画地ごとに記載してください。
土地等の利用者名、 利用状況及び地積	(利用者名) 国税三郎 (利用状況) 宅地(自用地)	145.5 m	その土地等の利用者名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地(自用地)」、「宅地(貸地)」などと記載してください。
道路の所在地	〇〇市〇〇5丁目124番6 及び同所124番7		「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。
道路の幅員及び奥行	(幅員) 4.2m	(奥行) 約25m	「評価する土地等の前面道路の幅員」及び「路線価の設定されている路線からその土地等の最も奥までの奥行距離」を記載してください。
舗装の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 舗装済 ・ <input type="checkbox"/> 未舗装		
道路の連続性	<input type="checkbox"/> 通抜け可能 ( <input type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) <input checked="" type="checkbox"/> 行止まり ( <input checked="" type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能)		<input type="checkbox"/> 通抜け可能 ( <input type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) <input type="checkbox"/> 行止まり ( <input type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能)
道路のこう配	約3度		特定路線価を設定する道路にこう配がある場合に傾斜度を記載してください。
上水道	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 引込み可能・ <input type="checkbox"/> 不可能)		各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合又は、「特定路線価を設定する道路」に敷設されていないが、引込距離が約50m程度で、容易に引込み可能な場合をいいます。
下水道	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 引込み可能・ <input type="checkbox"/> 不可能)		
都市ガス	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 引込み可能・ <input type="checkbox"/> 不可能)		
用途地域等の制限	( 第一種住居 ) 地域 建ぺい率 ( 60 ) % 容積率 ( 200 ) %		その土地等の存する地域の都市計画画法による用途地域、建ぺい率及び容積率を記載してください。
その他(参考事項)	建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路(平成〇年〇月〇日に位置指定を受けたもの) この道路に接道する土地の所有者6名が同一持分を所有しています。		
上記以外に土地等の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。 また、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」を併せてご活用ください。			

## 特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： 国税 三郎

土地等の所在地： 〇〇市〇〇5丁目123番11ほか1筆

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。



- ※1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。  
なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
  - ① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
  - ② 「建築基準法第43条第1項ただし書」に規定する道路等
- ※2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【[www.rosenka.go.jp](http://www.rosenka.go.jp)】で確認できます。
- ※3 特定路線価の設定には、概ね1か月程度の期間を要します。
- ※4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。
- ※5 税務署での面接による個別相談は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

## 特定路線価評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 水戸税務署 評価専門官 TEL 029-231-4211 (代表)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 宇都宮税務署 評価専門官 TEL 028-621-2151 (代表)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 前橋税務署 評価専門官 TEL 027-224-4371 (代表)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 川越税務署 評価専門官 TEL 049-235-9411 (代表)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 浦和税務署 評価専門官 TEL 048-600-5400 (代表)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 春日部税務署 評価専門官 TEL 048-733-2111 (代表)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟税務署 評価専門官 TEL 025-229-2151 (代表)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 長野税務署 評価専門官 TEL 026-234-0111 (代表)

上記代表電話番号宛ご連絡の際には、自動音声によりご案内しますので、案内番号のうち「2」を選択していただきますと税務署につながります。



# 特定路線価設定申出書の提出チェックシートへの画面遷移イメージ

## 1 関東信越国税局トップページ

関東信越国税局トップページの「局からのお知らせ」欄にある「特定路線価・個別評価」をクリックする。

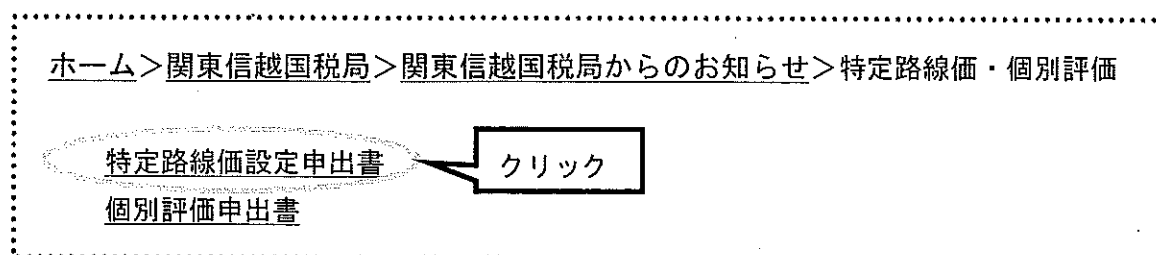


## 2 特定路線価・個別評価

「特定路線価設定申出書」及び「個別評価申出書」が表示される。

「特定路線価設定申出書」をクリックする。

### 画面イメージ



### 3 特定路線価設定申出書

「特定路線価設定申出書」のページが表示される。

「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」をクリックすると特定路線価設定申出書の提出チェックシートが表示される。

#### 画面イメージ

[ホーム](#) > [関東信越国税局](#) > [関東信越国税局からのお知らせ](#) > [特定路線価・個別評価](#) > [特定路線価設定申出書](#)

#### 特定路線価設定申出書

##### [概要]

相続税又は贈与税の申告に際し、路線価の設定されていない道路のみに接している宅地の価額を評価するために路線価（特定路線価）の設定を求める手続です。

##### [手続対象者]

相続税又は贈与税の申告のために特定路線価の設定が必要となる者

##### [提出方法]

申出書を作成の上、提出先に持参又は送付してください。

##### [添付書類・部数]

「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」及び物件案内図、地形図、写真、等の資料並びに「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」

##### [申請書様式・記載要領]

▼「平成 年分 特定路線価設定申出書」(PDF ファイル)

▼「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」(PDF ファイル)

▼「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」(PDF ファイル) クリック

▼「特定路線価設定申出書などの記載例」(PDF ファイル)